

「宿泊税の考え方について（案）」に係る意見募集の結果について

意見募集期間： 平成30年10月29日（月）～平成30年11月16日（金）まで

意見提出方法： 持参，郵送，FAX，電子メール

提出意見総数： 141件（提出者数：62人）

※本調査検討委員会の考え方の整理にあたり，同趣旨のご意見はまとめて掲載しております。

「宿泊税の考え方について（案）」に寄せられたご意見と調査検討委員会の考え方

1 宿泊税の用途全般

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
1	福岡市の取組みが、九州全体の活性化につながっているのであれば、その負担を福岡市民だけで負うのはおかしいし、できることにも限界があるので、受益者負担の観点からも宿泊税は妥当だと思う。	2 件	ご意見のとおり、福岡市は、交通の拠点である博多港や博多駅などの玄関口の整備を進め、多くの観光・ビジネス客を受け入れてきています。今後も九州の玄関口として、利便性や魅力を高め、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、九州各地へ送り出すことが九州全体の活性化につながると考えております。 この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
2	宿泊税を財源に、今後も福岡市が九州の玄関口として、利便性や魅力を高め、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、各地に送り出すことで九州全体の活性化に繋げてほしい。	5 件	
3	九州を訪れる観光客は、いずれかの方法で福岡市を経由する。福岡市は、受け入れと送り出しの費用を負担する地域特性があるため、宿泊税は県内市町村に均一財源化されるものではなく、福岡市のようなゲートウェイの役割を果たし、旅行者が多く訪れる都市に多く配分される形が望ましい。	4 件	
4	福岡市は九州を訪問する観光客の玄関となっており、福岡市の交通や情報などのインフラを整備することで、観光客がストレスなく旅行を楽しみ、福岡や九州を好きになってくれるのではないかと思います。	4 件	
5	九州の玄関口である福岡市で、これまでも観光クルーズ船の受入施設やMICE関係施設の整備は、市民が多額の費用を負担してきており、施設の整備や観光客が訪れる場所などの整備は来福する観光客に負担してもらうことについてはどんどん進めてもらいたい。	1 件	
6	九州の玄関口である福岡市でも「来訪者にもやさしい環境づくり」を行ってください。宿泊施設の多くは福岡市にあるのですから、そこで徴収されるお金で、外国人が本当に喜ぶ（助かる）「宿泊施設のおもてなし環境づくり支援」をぜひ進めていただきたいと思います。	1 件	
7	福岡市は既に、観光MICEの施策を直接実施してきた経緯があることから、宿泊税は県ではなく市が徴収する方がよいと思いますが、福岡市の一人勝ちとはせず、近隣市町村と連携して観光MICEの振興に取り組んで欲しいと思います。	2 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
8	市町村ほど観光客と身近でない福岡県が、福岡市以外の市町村に観光施設を整備しても、観光客が来なければ税金の無駄使いではないか。実際に観光客に選ばれている福岡市が、宿泊税を課税し、観光客のニーズを十分に把握しながら、周辺市町村へ九州へ送客という視点を持って観光振興を図るべき。	1 件	ご意見のとおり、福岡市は、交通の拠点である博多港や博多駅などの玄関口の整備を進め、多くの観光・ビジネス客を受け入れてきています。今後も九州の玄関口として、利便性や魅力を高めて、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、福岡県内の市町村や九州各地へ送り出すことにより、福岡県内及び九州全体の活性化につながると考えております。 この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
9	太宰府や柳川、阿蘇や湯布院、長崎など、九州の観光地と協力して九州を元気にしてほしい。	1 件	
10	福岡市が宿泊税を課税するのであれば、周辺地域に再配分するような施策に重点配分すべき。例えば、天神での乗り換え利便性向上は、ハブ機能を有する福岡市だからこそ可能な施策。宿泊地と観光地の受益の問題があり、このような施策に重点配分しない限り、周辺地域や住民や関係者の理解を得るのは難しい。福岡市内の宿泊者は、九州他県よりも太宰府や柳川など、県内他市町村を観光するため、宿泊税財源は福岡市と九州全体だけでなく、周辺地域に分配すべき。	1 件	福岡市の観光振興にあたっては、周辺地域への分配ではなく、今後も九州の玄関口として、利便性や魅力を高めて、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、各地へ送り出すことが九州全体の活性化につながると考えております。 いただいたご意見については、福岡市に伝えます。
11	使途については、市民、観光客ともに恩恵があるようなものになればと願っています。新しい取り組みも期待しますが、一方で現在着実に実施されており、効果を上げている地道な取り組みについても、ぜひ継続していただきたいと思っています。	1 件	宿泊税は、「宿泊税の考え方（案）」のP4に記載しているとおり、今後の行政需要の増加に対し、安定的な財源を確保する観点から導入されたことを鑑み、これまで取り組んできた既存事業へ単純に充当するのではなく、i) 新規事業、ii) 既存事業の拡充、iii) 左記事業の効果的な継続事業、iv) その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業に充当すべきと考えております。 いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とするように福岡市に伝えます。
12	福岡市は税収が増えており、観光やマイルにはその増収を使えばよい。マリンメッセは黒字経営であるため、施設の増設はその利益で建設すべきである。	1 件	
13	既存事業との関係性は、福岡市は独自に観光MICE施策のための環境整備等の事業に予算をかけて取り組んできている経緯を踏まえると、一定程度は新規・拡充要件を厳格に限定しなくてもよいのではないかと思います。	1 件	
14	福岡市の宿泊客にはビジネス客も多いと考えるため、ビジネス客の納税者にも理解が得られるような取組みも必要であると考えます。	2 件	ご意見のとおり、福岡市の宿泊者のうちビジネス客の割合は約6割と多くを占めていることから、ビジネス客への取組の充実について、いただいたご意見を参考に今後作成する報告書案に反映してまいります。

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
15	観光客から税金をとって、MICEの為に使うのか。これは観光振興と言えるのか。	1 件	宿泊税の用途についての考え方及び取り組みの例は、「宿泊税の考え方（案）」のP4～6に記載しておりますが、MICEで来訪されたビジネス客等を含む宿泊行為に課税し、MICEを含む今後必要となる観光施策に取り組むこととしております。
16	クルーズ船利用客は、船内宿泊のため宿泊税を負担しない。クルーズ船客の前泊・後泊による恩恵はごく一部の大規模宿泊施設のみである。宿泊施設が事務負担した税収がクルーズ船に使用されることに抵抗がある。クルーズ船関連に予算を充てるのであれば、クルーズ船利用客へ課税する仕組みを合わせて導入すべき。	2 件	クルーズ船に関する取り組みとしましては、第2回調査検討委員会の資料2「福岡市の今後の観光振興について」のP8に記載しているとおり、博多港発着クルーズ（アウトバウンド）の振興として、前泊や後泊を伴うフライ&クルーズの推進を例に挙げております。宿泊の増加により、宿泊施設のみならず、様々な業種への波及が期待できると考えております。 なお、クルーズ船の乗客は市内を観光されますが、その滞在時間は限られており、日帰りの観光客と同様に宿泊税の対象にならないと考えております。
17	クルーズ船の来訪者は宿泊しないため、主な目的が「クルーズ船対策」ならば、「港湾利用料」を徴収すればよい。	2 件	
18	観光産業は、サービス業に従事する人はもちろんのこと、幅広く良い影響がでると思います。したがって、観光産業の振興に関する幅広い用途で使っていいと思います。	1 件	ご意見のとおり、福岡市の産業は第三次産業が約9割を占めているため、多くの人に来てもらうことがまちの活性化につながると考えられ、そのために観光振興の財源が必要となると考えております。
19	観光は地域経済の活性化に寄与する重要な産業であり、受入環境の整備、観光資源の魅力増進、MICE推進などの観光振興施策の推進や違法民泊対策などの課題に対応するためには、安定的な財源の確保が必要。	1 件	この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
20	市の観光MICE施策は、市内の関連産業の振興に幅広い効果があると思います。なかでも、市内の中小企業・小規模事業者の振興につながるよう、福岡市の宿泊税に頑張ってほしいですし、期待しています。	1 件	
21	駅前の再開発に合わせた歩行者連絡通路・自由通路の整備や、天神地区や福岡タワー周辺の観光バス駐車場確保や交通整理員配置は、福岡市固有の観光予算である。県内市町村も、同様の整備費用として市町村費を支出しているため、県税ではなく市税で課税する根拠とならない。	1 件	今後も、福岡市が九州の玄関口として、利便性や魅力を高め、より多くの観光・ビジネス客を呼び込み、各地へ送り出すことが九州全体の活性化につながると考えております。

2 宿泊税の具体的使途

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
22	税収24億3千万円の使途を教えてください。	1 件	<p>宿泊税の使途についての考え方及び取り組みの例として、「宿泊税の考え方（案）」に記載しております。</p> <p>具体的な事業については、この考え方を踏まえ、今後決定される課税要件と税収見込みに応じて、福岡市において、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなります。</p>
23	確定していない事業を宿泊税財源として計上することに違和感がある。	1 件	
24	外国人観光客に分かりやすい観光案内表示や交通案内表示等をきちんと整備してほしい。	3 件	<p>多言語化やWi-Fiの整備、キャッシュレス化、交通混雑対策など、ご意見と同趣旨の内容は、「宿泊税の考え方（案）」のP4～6に記載しております。</p> <p>この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。</p>
25	多言語案内が不足している。福岡市に来られる旅行者の方々によるこんでいただけよう、環境整備に対して宿泊税を使っていたきたい。	2 件	
26	駅や地下鉄などの公共の場での案内に英語、中国語、韓国語以外の言語の案内や海外からの観光客が入りやすいような飲食店が増えると、より福岡市が国際的な都市になるのではないかと思います。	4 件	
27	Fukuoka City Wi-Fiの拡充は、福岡全体のイメージを考えると急いで取り組んだ方が良くと思う。	4 件	
28	海外からの観光客は、情報収集等にWi-Fiを使うことが多いが、市内では無料の公衆無線LANの整備が遅れていると感じている。 観光地には必ず必要なものなので、少なくとも観光名所を目指す場所には、確実に整備してほしい。	1 件	
29	キャッシュレスやIoT活用の推進など、福岡市内の事業者還元できる新しい技術の振興にも税を使っていたきたい。	6 件	
30	宿泊客にとって、受入環境の整備や交通対策は大変重要である。県費支出が無いことに驚く。市の宿泊税の使途は、このような環境整備に充てるべき。	1 件	
31	福岡市は、国内外から多くの観光客が訪れ、これまで取り組んできた博多駅の再整備や観光バス駐車場整備等の財源として宿泊税が必要であることは理解できる。	3 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
32	多くの人が集まるMICE施設や文化施設等の利便性向上のために使ってほしい。	1 件	MICE施設等の整備，宿泊施設の充実，トイレ等の整備，適正民泊の推進など，ご意見と同趣旨の内容は，「宿泊税の考え方（案）」のP4～6に記載しております。 この考え方を踏まえ，いただいたご意見の方向で，今後作成する報告書案に反映してまいります。
33	コンサートや国際会議等の開催を通じて，宿泊者の増加のほか，市内外の周辺観光地への立ち寄りや買い物などによる消費増・経済活性化に貢献していることから，大型案件の誘致や施設の管理運営のほか，今後の施設整備や建替え等に対しても，広く宿泊税を活用していくべき。	1 件	
34	市が実施すべき施策の方向性については，増加する宿泊需要に対し，良質な宿泊施設の提供に必要な施策に取り組むべきだと思う。	2 件	
35	民泊事業の適正化に向けた啓発を行ってほしい。	2 件	
36	宿泊をするということは一定程度以上，市に滞在しているということであり，市のインフラを利用していることになるため，宿泊税をその市におけるインフラ整備に使用すべきと考える。	1 件	
37	使い道として，受入環境の整備（観光地のトイレ整備等）に力を入れてほしい。	1 件	
38	市内の外国人観光客が安心して楽しめるように，環境づくりや災害時の対応に宿泊税を有効活用してほしい。	1 件	
39	スマホアプリの充実。翻訳機能や道案内，公共交通機関利用がしやすくなるものなど。	1 件	
40	伸びしろの大きい中国などの東アジアに加え，発展著しい東南アジアや，欧米豪へのプロモーションを強化すべき。	2 件	
41	訪れる人たちがストレスなく過ごせる環境整備に充ててほしい。宿～駅・空港間で荷物を配送するような仕組みがあったら良い。	1 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
42	福岡市に不足しているのはやはり「観光拠点」。自然、景観、文化財や遺跡などにしっかり投資し、まず行ける、観れる、状態にすべき。まず、行ける、観れる状態になれば、それに伴う受入の環境整備やおもてなしの充実の具体策もついてくると思います。	1 件	観光拠点の形成については、宿泊税の用途についての考え方及び取り組みの例として、「宿泊税の考え方（案）」のP4～6に記載しております。 この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
43	自然環境を観光資源として活かしきれていないため、観光資源化のための施設整備（例えば高規格オートキャンプ場など）や民間の活動助成などにも宿泊税を活用してはどうか。そこを拠点とした周遊プランも考えられるし、山間部に仕事を生み出すことにもなり、市街化調整区域の課題解決にも寄与する。	1 件	
44	県外の友人が来ても、屋間の観光地が少なく困っている。市に来訪した観光客から税金を徴収するのであれば、市内の観光資源に使うことが理屈である。	1 件	
45	福岡市は、観光客が増加しているが、観光資源の不足を内外から指摘されている。福岡市が単なるゲートウェイに止まらず、魅力的な観光地となるように宿泊税を有効活用してほしい。	2 件	
46	今後もこれまでのノウハウを活かし、受入環境の整備や魅力発信に力を入れ、福岡市の取組みにより、まわりの市町村も活気づけてほしい。特に、街の美化やwi-fi環境整備など訪れる人が快適に過ごせるような取組みや、SNS映えするような観光スポットづくりなど魅力向上に繋がる取組みに期待する。	1 件	
47	市内には、福岡城址や鴻臚館、博多の寺社、金印、元寇防塁など、国内でも有名なものがたくさんあるため、これらを観光名所にすべく、積極的に予算をかけて、魅力づくりに取り組んでほしい。	2 件	
48	観光客が夜遅くまで楽しめるようなコンテンツを増やしてほしい。	3 件	
49	「エリア観光の回遊拠点の形成」の具体的イメージがわからない。	1 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
50	Wi-Fiの充実や食、歴史、文化、自然等を活かした魅力でづくり等、市民にも観光客の方にも、どちらにも魅力的な街になると思います。 宿泊客が多いことで、車が渋滞したり、街中の飲食店になかなか入れなかったり、市民に負担になっていると思う機会もあるので、宿泊税を活用し、市民・観光客どちらにも過ごしやすい街にして頂けると嬉しいです。	1 件	「宿泊税の考え方（案）」のP4に記載しているとおり、観光客の増加などが進めば、市民生活への影響を考慮すべきと考えており、市民生活に着目した取り組み例については、本案のP6に記載しております。 この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
51	ここ数年、急に増えた外国人観光客の影響により、博多や天神における交通渋滞がひどくなったように感じる。宿泊税は県税でも市税でもよいが、市内で徴収した税金は確実に市で使用し、交通渋滞の緩和に使ってほしい。	2 件	
52	観光客のおもてなしと市民生活をうまくバランスさせていくためにも、福岡市が宿泊税を財源として、様々な施策に取り組むべきと思います。	1 件	
53	市民の生活も便利になることを考えてもらいたい。 海外からの観光客が増えると、文化の違いで様々な場所でトラブルが考えられる。サインでの多言語表示の充実や、安全・安心の確保のため防犯カメラの設置など市民と観光客が快適に過ごせる街となるよう考えてもらいたい。	1 件	
54	市民との共生の観点から外国人観光客のマナー向上に向けた啓発は重要。	5 件	
55	市内の交通の混雑緩和や利便性向上など、観光客も市民も便利で快適になることに使ってほしい。	2 件	
56	街の美化。清掃頻度UPとか、枯れてる樹を植え替えるとか、地味だけど大切なことだと思います。	1 件	
57	市民の安心安全をおろそかにしたり、いつまでたっても道はガタガタだったり、税金が他より高いわりに、カタチだけのパフォーマンスばかりで、何が宿泊税か。わからない。	1 件	
58	観光振興施策の推進や違法民泊対策などの課題に対応する財源として福岡市が導入される宿泊税については、納税者や関係事業者の理解が得られ納得のいく制度となるよう、今後とも中小企業をはじめとする多様な事業者の意見を十分に聞きながら、観光振興への効果的な活用と適切な対応が図られることを要望する。	1 件	宿泊事業者のみなさまには、事務局において、これまでアンケートの実施や説明会を開催するなどして、直接ご意見を頂戴してきたところです。 今後の具体的な事業の検討等に当たっても、ご意見を踏まえ、宿泊事業者に配慮しながら進めるように福岡市に伝えます。

3 宿泊税の課税要件

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
59	税収規模24.3億円のうち、2万円以上500円の税収割合が僅かであるなら、2万円以上500円の税率を見送ってほしい。	1 件	他都市では、定額の税率を採用する全ての団体で、税率区分が2段階から4段階で設けられているところですが、宿泊事業者の事務負担等を考慮して税率区分を2段階として、比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を反映することができる現在の案が適当と考えております。 いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とするように福岡市に伝えます。
60	税率については、価格競争力に影響を及ぼさない最小限の範囲で、また、納税者や宿泊事業者が混乱しないよう一律の税額にしてほしい。	1 件	
61	2万円のラインが不透明。サラリーマンの出張であれば、宿泊料金は1万円が目途である。1万円未満100円、2万円未満500円、2万円以上1,000円とすべき。	1 件	税率については、今後必要となる観光施策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、宿泊事業者の事務負担等を考慮して税率区分を2段階として、他都市と同様に比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を反映することができる現在の案が適当と考えております。 いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とするように福岡市に伝えます。
62	ホテルのグレードが1万円未満と以上では差があり、2万円以下を一律200円とすることは公平でないように感じる。2万円以下の税率をもう1段階分けて、1万円以下100円、2万円以下200円にすべき。	1 件	
63	税額は大きすぎず小さすぎず妥当な額だと思う。	1 件	
64	福岡市郊外におけるシングル泊料金は5,000円程度が相場のため、宿泊税200円と予定される消費税10%を合わせると14%の税負担となり、宿泊者の負担感はかなり大きい。納税者の負担感をどのように検討したのか。	2 件	
65	違法民泊からの課税徴収の考え方を確認したい。 ・違法民泊発覚時は、営業停止とするのか。適法の民泊施設となるよう届出をさせるのか。 ・違法民泊発覚した日から徴収するのか。営業開始日に遡って徴収するのか。その場合延滞金等は課すのか。 ・違法民泊の場合、宿泊名簿等が整備されていないことも考えるが、その場合どう対処するのか。	1 件	具体的な徴収方法等につきましては、福岡市において検討していくこととなります。 いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とするように福岡市に伝えます。
66	民泊開始を検討している。民泊への課税は理解できるが、民泊届出を管理している県が課税すべきである。民泊事業者からすれば、届出先は県、納税先は市であると事務が煩雑。主体的に民泊対策をするのであれば、県から民泊の届出や指導の権限を移譲してもらいたい。	1 件	旅館業法に基づく営業許可取得手続きは福岡市で行っております。また、住宅宿泊事業法に基づき県に届出された情報は、福岡市において閲覧が可能であるため、福岡市における適切な課税は可能と考えられます。 いただいたご意見については、今後の参考とするように福岡市に伝えます。

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
67	18歳未満は非課税にすべき。	1 件	他都市で例がある修学旅行生等に対する課税免除や免税点については、宿泊事業者の事務負担等を考慮して設けないことが適切と考えております。 いただいたご意見については、今後の制度設計の参考とするように福岡市に伝えます。
68	修学旅行生は課税免除にすべき。免除することで手間がかかるのであれば、課税する代わりに同額の福岡のお土産や食事を提供してはどうか。	1 件	
69	免税点や課税免除は事務コストの観点から、設けない方が良いと思う。	1 件	
70	特別徴収義務者となる宿泊事業者は、徴税・納税の事務や経費の負担増が見込まれる。システム改修等の経費負担増に対する助成や、事務負担を考慮した簡易な手続き等の制度設計をお願いする。	2 件	特別徴収義務者の支援策につきましては、「宿泊税の考え方（案）」のP6に記載しております。また、課税要件についても、同P7に記載のとおり、宿泊事業者の事務負担等を踏まえた比較的分かりやすいものが望ましいと考えております。 この考え方を踏まえ、いただいたご意見の方向で、今後作成する報告書案に反映してまいります。
71	入湯税を二重課税防止のために軽減することは、そのとおりである。	1 件	入湯税の改正については、宿泊税の創設に伴う納税義務者の二重の負担について、軽減を図るため、「宿泊税の考え方（案）」のP7に記載しているとおりです。

4 その他

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
72	県が行った全市町村アンケートのやり方に不服。他都市は収入が増えるので県税に賛成するが、それを県内の総意としてPRしている。是非とも福岡市は県に負けずに頑張してほしい。	1 件	<p>本調査検討委員会は、福岡市観光振興条例の制定に伴い、福岡市に導入する宿泊税のあり方について検討することを目的として設置されており、他自治体が課税した場合の影響等については検討の対象としておりません。</p> <p>いただいたご意見については、今後の参考とするように福岡市に伝えます。</p>
73	市での宿泊税に賛成。市が多額を投じている福岡空港・博多港などの環境整備により、特に太宰府など他都市に恩恵が波及している。空港利用料と似た考え方で、負担を被っている福岡市が税を取ることは当然。そうでなければ、市民にとって観光者はごみや交通渋滞などを誘発する環境公害になりかねない。	1 件	
74	福岡市が独自に宿泊税を徴収することは賛成。しかし、他分野に影響を及ぼすことがないように、県と市で少しずつ課税することを視野に調整の努力をお願いする。	1 件	
75	福岡県によると観光には広域性があるため、宿泊税は県での徴収がいいという理論であるが、広域性をどこまで見込むかが不明確である。九州全域に広がるのであれば九州として取るべきではないか？もしくは、国として取るべきではないか？ そうでなければ、基礎自治体である市で徴収するべきであると考えている。	2 件	
76	福岡市内の施設に福岡市がお金を出すことは理解できるが、県が出していないことに驚いた。福岡市は、福岡県から県内市町村と見られていないようで悲しい。	1 件	
77	福岡県も宿泊税を検討していると聞くと、福岡市には福岡市の特色があるので、福岡市の取り組みに関するものは福岡市が財源を確保して実施すべき。	2 件	
78	福岡市が宿泊税を導入することに賛成です。福岡市が観光関連施設にお金をかけていることはわかりました。 お金を使っている福岡市が宿泊税を導入したほうがいいと思います。そのほうが、私たち市民にとって公平だと思います。	3 件	
79	福岡市に来られる方をおもてなしするための税金であるため、福岡市で導入してほしい。福岡市に頑張らせるだけで、福岡市以外の自治体が得をするのは納得がいかない。それぞれの自治体が頑張ればいだけだ。	1 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
80	福岡市は宿泊料金の多寡で徴収金額が変わり、福岡県は一律の金額である。徴収側は、正確を期すため、お客様に提示する「宿泊明細」に福岡市納税分と福岡県納税分をそれぞれ記載計上することになると考えている。この場合、納税者にとっては「二重課税」と映りかねず、混乱を招き宿泊先としての福岡の印象を損ねることにつながる。事業者側の事務負担はさておき、ご宿泊者が納税するにあたっては、県と市の宿泊税一本化となる制度設計が必須である。	1 件	本調査検討委員会は、福岡市観光振興条例の制定に伴い、福岡市に導入する宿泊税のあり方について検討することを目的として設置されており、他自治体が課税した場合の影響等については検討の対象としておりません。 いただいたご意見については、今後の参考とするように福岡市に伝えます。
81	福岡県あるいはその他への負担を求めるのであれば、当事者と協議の上で予算や宿泊税の金額を求めるべき。結果として、納税者に過大な負担を求めることになる。	1 件	
82	福岡県と協議すべき。県が負担すべき事業もあると考えているならば、そのことも含めた包括的な議論が必要。行政庁として、早い者勝ちのようなもの事の進め方は自粛すべき。	1 件	
83	福岡県は平成30年度予算で「空港整備促進費」として約68億円支出している。また、宿泊地と観光地が異なる場合も想定される。以上の点を踏まえて県と市の役割分担を再度議論すべき。	1 件	
84	観光関連の振興を目的とするのであれば市であろうが、県であろうが宜しいのでは？市と県で分ければ宜しいと思う。	1 件	
85	宿泊税には反対だが、もし徴収するのであれば、市税ではなく県税とするのがベター。	1 件	
86	市外へ出かけた際には他の自治体の行政サービスを受用するので、全額を福岡市の財源とすることは理屈的に無理がある。県税として徴収し、宿泊した自治体へ一定割合を交付することが適当だ。	3 件	

	意見（要旨）	件数	調査検討委員会の考え方
87	市議会での条例可決後、委員会は2回しか開かれておらず、期間も一ヶ月に及ばない。議事録が公開されておらず、議論したかもわからない。25億を超える税収規模に対して十分な調査検討をし、議論が進んだと言えるのか。	1 件	本調査検討委員会は、原則公開として議論を進めてきました。会議の議事録の公開については、確認作業等後、速やかに市のホームページに掲載するよう努めております。 なお、本調査検討委員会では、福岡市議会での検討及び制定された福岡市観光振興条例を踏まえ、宿泊税の用途の具体化と課税要件について検討を進めてきたところであり、一定程度議論が進んだことから、今回意見募集を行ったところです。今後、いただいた意見を参考に、さらに検討を行ってまいります。
88	パブリックコメント募集の実施を宿泊施設全事業者に郵便等の手段で通知する配慮が必要。事業者を含めた市民への周知が不十分である。	1 件	「宿泊税の考え方（案）」に関する意見募集に関しては、パブリックコメントの手続きを参考に、市役所や各区役所、出張所の窓口に備え付けたほか、市のホームページ等で広報を行い、周知を行いました。 また、意見募集期間につきましても10/29～11/16の間受付を行い、多くの意見を頂戴したところです。 さらに、宿泊事業者のみなさまには、各団体を通じて説明会を開催し、事務局より説明を行って、直接ご意見を頂戴するなどしております。 今後とも、委員会として適切な情報発信に努めてまいります。
89	福岡市観光振興条例の第11条第1項「市長は・・・宿泊税を課する。」と規定しているが、地方税法上の課税権者は市町村長ではないため、本件条例で宿泊税の創設を認めることはできないのではないか。総務大臣に協議及び同意を得る手続きを執っているのか。総務大臣への協議及び同意が整わない状況で福岡市観光振興条例を公布したことは不適切ではないか。	1 件	本調査検討委員会は、福岡市に導入する宿泊税のあり方について検討することを目的として設置されており、ご意見の内容は検討の対象としておりません。 いただいたご意見については、福岡市に伝えます。